

電気の供給を受ける契約に関する基本的事項について（案） 【変更箇所抜粋】

2. 契約方式の解説

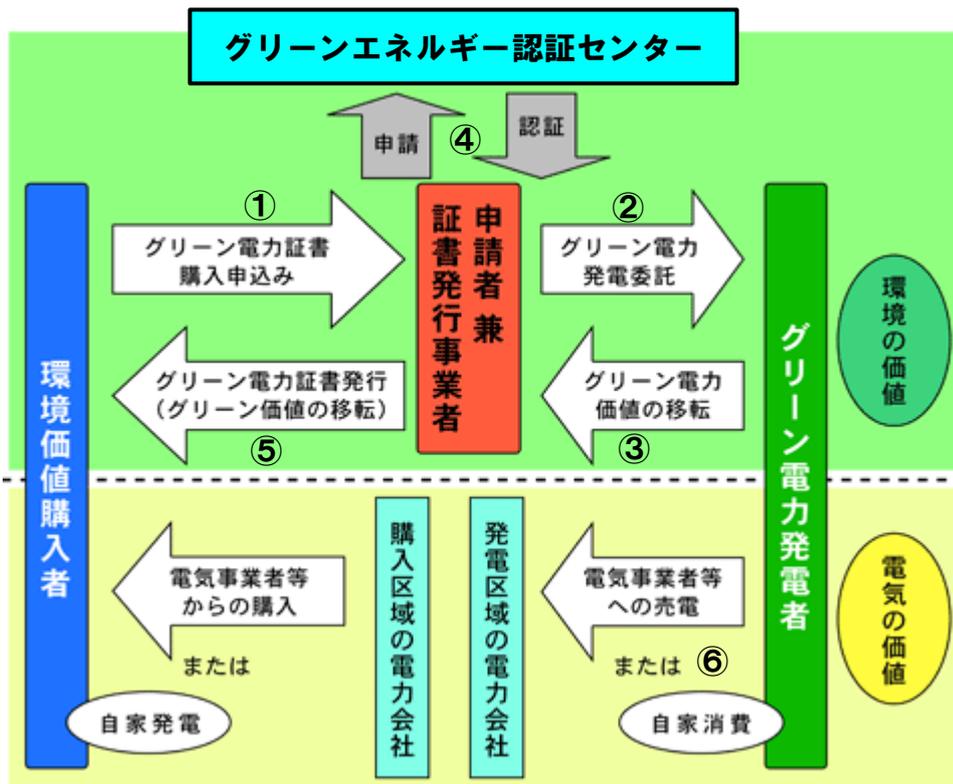
2-4 環境への負荷の低減に関する事業者の取組の評価

（3）グリーン電力証書の加点項目としての評価

以下に、グリーン電力証書の仕組み¹を簡単に説明し、入札におけるオプションとして、入札実施者の判断により、グリーン電力証書を活用する場合の方法について示す。

イ. グリーン電力証書の仕組み

以下は、グリーン電力証書システムの仕組みである（図Ⅱ-2-2）。



図Ⅱ-2-2 グリーン電力証書システムの仕組み

- ① 環境価値購入者がグリーン電力の利用契約を締結

¹ 以下、ア、イ及びウの内容については、[グリーンエネルギー認証センターホームページが準備中であり、グリーン電力証書に関する情報については、引き続きグリーン電力認証機構ホームページに掲載中であることから、当該ホームページより引用（図Ⅱ-2-2については一部修正）](#)

- ② グリーン電力認証機構グリーンエネルギー認証センターの設備認定を得たグリーン電力発電者に発電を委託
- ③ グリーン電力発電者は契約に基づき発電を実施し、グリーン電力価値を移転
- ④ グリーン電力認証機構グリーンエネルギー認証センターが発電実績を認証
- ⑤ 発電実績を「グリーン電力証書」として環境価値購入者へ発行。環境価値購入者は発電量の実績に基づき委託費の支払
- ⑥ 発電した電気自体は地域の電力会社へ販売または発電事業者自ら使用

ウ. グリーン電力認証機構グリーンエネルギー認証センター

グリーン電力認証機構は、平成20年5月15日に同機構の一切の権利、義務を財団法人日本エネルギー研究所グリーンエネルギー認証センターに移管された。グリーンエネルギー認証センターは、グリーン電力に対する社会的認知度の向上や、グリーン電力価値の取引における信頼度の向上を目的とし、発電事業者・グリーン電力価値取引事業者（申請者）・グリーン電力価値購入者等とは独立した形（第三者）で設立されたグリーン電力価値の認証を行う機関であり、グリーン電力価値の認証に伴う以下の役割を担っている。

- ① グリーン電力発電設備に関する認定基準の策定・管理
- ② グリーン電力価値に対する認証
- ③ グリーン電力価値所有者の公表
- ④ グリーン電力の有する環境的・経済的付加価値に関する調査・提言